

# 第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

——ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策——

山　田　高　生

一

はじめに

二　ヴィルヘルム・グレーナーの生い立ち（開戦まで）……以上、本誌一二五号  
三　大戦初期における軍部の社会政策

(1) 食糧政策……………以上、本誌一二六号

原料政策と兵器生産政策

(2) マンパワー政策

(3) 労使関係政策……………以上、本誌一二八号

(4) 軍事庁と祖国補助勤務法

ヒンデンブルク・プログラム

軍事庁の設立とグレーナー……………以上、本誌一二〇号

祖国補助勤務法案をめぐる討議

(4) 祖国補助勤務法のもとでの軍事庁……………以上、本誌一二一號

グレーナーの失脚

(1) 一九一七年春の社会危機とグレーナー

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

企業家の戦時利得にたいする批判

(2) グレーナーの解任劇

(3) 重工業家側のグレーナー批判

(a) 重工業家側のグレーナー批判

(b) OHL のベートマン批判とグレーナーの解任

### 六 むすび

(1) グレーナーの政治的立場

(2) 敗戦にむかっての重工業家グループの政策転換

(3) 労働者の同権的参加からヴァイマル経済民主主義へ……以上、本誌本号

### 五 グレーナーの失脚

#### (1) 一九一七年春の社会危機とグレーナー

一九一六年から一七年の冬は、ドイツ国民にとって石炭不足と食糧危機のため非常に困難な時期であった。それを戦意昂揚によつてなんとか乗り切つた政府は、四月に入ると、いよいよパン配給の切り詰め政策を打ち出さざるを得なくなつたが、これがこれまで蓄積されてきた国民の不満を一挙に噴出させ、四月ストへの引き金となつた。こうした状況を敏感に察知したベートマンは、四月七日にプロイセンの三級選挙法の廃止を内容とする戦後改革を約束するという趣旨の復活祭声明をカイザーに発表させることによって最悪の事態を回避しようとした。しかしこの声明も、統制化の方向を強めた政府の食糧政策にたいする労働者の怒りを和らげるることはできなかつた。遂に四月一六日の月曜日に大規模なストライキとデモストレーションがベルリンと、続いてライプツィヒに発生した。この地の労働者は食糧と石炭の供給増加という経済的要求と同時に、早期講和、選挙制度の

民主化、集会・新聞の規制の撤廃、そして補助勤務法の廃止を求める政治的要求を掲げてストライキに突入した。ベルリンでは二一七、〇〇〇名の労働者がストライキに参加したが、金属労働組合のリーダーであるコーエン (Cohen) の指導のもとで非暴力的なデモンストレーションが整然と行われ、そして一名のストライキ委員が政府の食糧委員であるミヒャエーリス (Georg Michaelis, 1857-1936) と軍当局を代表するケッセル (General von Kessel) との交渉にあたった。交渉の席上、ミヒャエーリスはストライキ参加者に、労働者は充分な食糧を受け取ることができるようになるとともに、パンの配給量の減少を補充するため肉の量を増加させることを約束した。ケッセルは、ストライキに参加した兵役免除労働者を軍隊に連れ戻すことはしないという約束をした。この交渉が成功を収めたため、労働者の大多数は四月一七日に行われた全体会で職場に戻ることを決定した<sup>(1)</sup>。しかし、ここでストライキが終息したわけではなかった。食糧供給にたいする労働者大衆の不満は、急進派の煽動によつて戦争の長期化と政治改革の遅延にたいする不満と結びついた。ライプツィヒでも同様なストライキが行われたが、ここでは雇主側が労働時間を週五二時間に短縮し、賃金引上げに応じる約束をしたため、四月一八日にはストライキは終了した<sup>(2)</sup>。

ベルリンでもライプツィヒでもストライキの経済的側面は一応決着したが、しかし政治的要求はまったく未解決であったため、四月一八日以降も独立社会主義者の代議員であるホフマン (Adolf Hoffmann)、レーデブラー (Georg Ledebour, 1850-1947)、ディートマン (Wilhelm Dittmann, 1874-1954) の影響下に、一部の労働者の間でストライキが継続された。こうした状況を見て、ケッセルはストライキにたいし強硬的态度をとることを決意した。ベルリンでの集会の権利は厳しく制限され、アジテーターのうち最も危険な人物の幾人かは軍隊に送られた。四月

## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

一九日には、ドイツの武器・弾薬工場のマルティニッケンフェルデ (Martinickendorf) とヴィッテンバウ (Wittenbau) の支部が軍の管理下におかれた。ここでは労働者は四月二一日までに職場に戻り、生産体制を維持するよう命じられた。この命令の違反者は罰金と投獄で罰せられ、さらに、職場に戻らなかつた兵役義務のあるストライキ参加者は、軍隊に連れ戻され軍事的規律に服するよう強制された。<sup>(3)</sup> このような強圧的なやり方の結果、四月二三日までにストライキは終了した。同じ日に、自由労働組合の総務委員会はその下部機関にたいし緊急警告を送った。「ドイツはロシアではない。独立派とスバルタクス・グループの革命ゲームは、ドイツの労働運動を危険に曝している。とりわけ、わが国の労働組合組織と国の防衛力を危険に曝している。われわれはこれまで、当局が強圧的なやり方を使用させないよう努め、旨くいった。もし独立派が周囲の拘束から解き放たれて非合法な政治ストライキを行うことに再び成功するならば、そのような強圧的なやり方がとられるることは避けられないだろう。その結果は、すべての労働組合の活動は麻痺し、わが国の労働組合組織は重大なダメージを受けるだろう。しかし他方で、独立派の望む政治的成功は達成され得ないだろう。むしろ反動が支配し、政治改革の確かな展望が駄目になる危険性が大きいのである。<sup>(4)</sup>」この緊急警告には、ストライキの收拾に労働組合の功績がいかに大きかつたかを強調しようとする意図がうかがえるが、しかし實際には、軍の力なしにストライキを收拾できるほど労働組合が実力を持っていたわけではなかつたし、また労働組合の指導者の内部にも社会民主党のリーダーのなかにも意見の不一致が見られたのであつた。とりわけ補助勤務法の廃止要求をめぐつて容易ならぬ事態が発生した。すなわち、ベルリン、ライプツィヒその他の重要な工業の中心地では、補助勤務法に批判的な強力な労働組合のグループが存在し、金属労働組合のリーダーであり軍事庁のメンバーとして補助勤務法を推進する役割を果たし

たシュリッケの政策に反対した。これらのグループのリーダーであるディスマン (Robert Dissmann) は、シュリッケは補助勤務法を支持することによって労働者を売り渡したと非難した。これにたいしシュリッケは、自分の地位を強めるため信任投票を要求し、六月二七一三〇日に金属労働者組合の会議を召集した。その結果、シュリッケは信任を得ることができたが、しかしその過程で組織の内部に深い意見の対立があることが公けになつた。補助勤務法をめぐる討論は、特別に激しいものであつた。<sup>(5)</sup> シュリッケは、この法律は「強制的な法」であることを認めながらも、しかし「数滴の社会的油がこの強制的な法のなかに入り、強制的な性質を弱める傾向にある」と述べた。彼は、もし軍団副司令官が戒厳令によつて強制を行うとしたらどうかと訊ね、そして答えた。「否。実践的観点から、労働組合のリーダーは彼ら自身に次のように言わねばならない。もしより大きな悪を避け入ればならない。……補助勤務法が現実に存在している。そできるなら、われわれはより小さな悪を受け入れなければならない。……補助勤務法が現実に存在している。そしてわれわれはこの現実を無視して議論することはできない。それ故、法律がわれわれに与えるいくつかの権利を利用して、労働者によつて望まれた意味でかれらに適用させようと努める機会を与えるべきではないだろうか。」ディスマンは、補助勤務法は労働者にたいする例外法であり、そしてもし労働組合が補助勤務法を拒否したなら、政府が何をしたかわからないというシュリッケの危惧を嘲笑した。政府の権力についてはおのずから限界がある。「政府は、労働者が戦争の継続にとって不可欠であることを大変よく知つている」と。

ところで、四月ストライキにたいするグレーナーの態度は彼の政策を理解する上で特別に重要である。彼は当時の模様を次のように回顧した。「はじめて、一九一六／一七年の長い、冷たい、厳しいかぶらの冬とパンの配給切符が労働者の気分を大変暗くした。その結果、四月にベルリンのドイツの武器・弾薬工場ではじめて大きなス

トライキは行われた。ストライキは確かに比較的早く片づいたが、しかしそれは重大な特徴を持つた。すなわち運動の過程で左翼急進派のアジテーションが見られたのである。私も事態を重大に受けとめた。<sup>(6)</sup> グレーナーは一方では政府や軍部の激しい弾圧を警告したが、他方でライプツィヒとベルリンで起つた政治的ストライキに危機感を懷いていた。そこでグレーナーは、武器・弾薬工場の労働者たちが独立社会主義者の影響下にあるので、今なすべき唯一のことは兵役免除された労働者をより頼りになる労働者と交換するほかないと考え、兵役免除された労働者の召集を行おうとした。<sup>(7)</sup> 彼はこのような形で、兵役免除された若い労働者が再徴兵された後に、年長の安定した労働者を採用するよう奨励したのであった。またグレーナーは、四月二六日に集会の権利について議論するため軍団副司令官と会合を持った時、彼らにたいし多数派社会民主党や労働組合指導部のメンバーと、社会民主党から分離したばかりの独立社会主義者やスペルタクスのメンバーとの間に明確な区別をつけるように忠告した。前者と協力し、彼らが会合を開くのを許可することは必要である。そして同時に、彼らが「自分たちの約束を実行し、そして国民を啓発し宥める」ことを確実に行うことが必要である。その反面、独立社会主義者を孤立させ、彼らの扇動するストライキに反対するためにあらゆる努力がなされねばならない。グレーナーは、ディトマンを「最も危険で巧妙なアジテーターの一人」と非難した。<sup>(8)</sup>

四月ストの後、五月には上シュレージエンの鉱山労働者の暴動が発生した。この地の労働者階級は、生まれながらのシュレージア人、ボーランド人、ロシア人の戦争捕虜から構成されていた。彼らの賃金と労働条件は、ルールの鉱山労働者に比べて著しく貧しかつた。食糧事情はとりわけ困難であつたため、ストライキの際に食糧を求めて暴動と略奪がしばしば行われた。そこでルール地方の労働組合から、上シュレージエンの労働者に労働者の

権利を教え、労働組合への参加を促すためにオーガナイザーが送り込まれた。彼らは軍当局と同様、石炭生産を維持する必要を認識していたため、シュレージエン鉱山の無統制なストライキを望まなかつた。ストライキの緊張が高まつた時、彼らは労働者を鎮める一方で、労働者を組織し、雇主に労働者と交渉させるためにストライキを利用しようとしたのである。一九一七年一〇月一〇日の帝国議会本会議で労働組合関係議員のシュミットは、  
結社・集会権の取り扱いについて発言した際に、上シュレージエンのストライキに触れて「ストライキは無計画であつた。その背後には、いかなる労働組合もいなかつた。ストライキはまったく突発的に発生した。今や労働組合の組織はこの問題にかかわり、そしてストライキの調停を行うために秩序と規制を持ち込むよう努めたことは明らかであった」と述べた。<sup>(9)</sup> そして労働組合は、ストライキ参加者に労働者委員会を利用することをすすめた。他方で労働組合は、政府にたいし労働者委員会、調停機関、仲裁委員会の活動を通して雇主組織と被用者組織との「社会的パートナーシップ」が促進されるよう要請した。さらに労働組合は、政府が集団的賃金協定が法律上で認められるよう努めてほしいという要求も行つた。このような要求と並んで、労働組合は戦時の獲得物を維持するキヤンペーンも展開した。これらの運動の成果として、金属労働組合の組合員数は、一九一六年の二四七、三六〇人から一九一七年の三九二、九三〇人を経て、一九一八年には七八六、一八六人に急増した。<sup>(10)</sup> その意義について、金属労働者の組合のリーダーのひとりは次のように述べている。「補助勤務法が発効した後、労働者たちは法律の意味とその規定に関する会合、会議、および議論のなかで啓発された。労働者は、労働者委員会がかつてよりも重要であるという効果と、労働者の経済的インタレストが調停委員会の利用によつて防衛されるという効果を特に教えられた。上シュレージエンでは、労働者委員会の導入は経済生活における共同決定の要素と

- (一) Fritz Opel, Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 59-60.
- (2) Ibid., S. 60-1.
- (3) Gerald D. Feldman, Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918, Princeton, 1966, p. 339 [S. 271-2].
- (4) Die Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands an die Zentralvorstände der Gewerkschaften, Berlin 23. April 1917, in: Leo Stern (Hrsg), Die Auswirkung der Grossen Sozialisten Oktoberrevolution auf Deutschland, Archivalische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 4/I., Berlin 1959, S. 468.
- (5) Die dreizehnte ordentliche Generalversammlung des Deutschen Metallarbeiter-Verbandes in Köln a. Rh., abgehalten vom 27. bis 30. Juni 1917, im Fränkischen Hof, Stuttgart S. 53 ff., zitiert bei: G. D. Feldman, pp. 353-4 [S. 282-3].
- (6) Wilhelm Groener, Lebenserinnerungen——Jugend, Generalstab, Weltkrieg, herausgegeben von Friedrich Frhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts, herausgegeben von der historischen Kommission bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41, S. 362.
- (7) G. D. Feldman, op. cit., p. 341 [S. 273].
- (8) Ibid., p. 344 [S. 275].

(σ) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages, XIII. Legislaturperiode, II. Session, Bd. 310,

102. Sitzung (7. Mai 1917), Reprint 1986., S. 3860.

(10) F. Opel, op. cit., S. 122.

(11) Der Deutsche Metallarbeiter-Verband im Jahre 1917, S. 195, zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 360 [S. 287].

## (2) 企業家の戦時利得にたゞする批判

労働組合の勢力が徐々に拡大していくにつれ、雇主側の反撥と妨害が目立った。彼らは労働組合の勢力拡張にたいする不安から、グレーナーの宥和的態度に不満を持ち反撥を強めていった。

一九一七年八月に「ドイツ鉄・鉄鋼工業連盟」は「戦時における労働政策と労働不安」と題する覚え<sup>(1)</sup>を配布したが、これは軍事庁の社会政策にたいする批判であった。それでは惡の根源はベルリン軍事庁の設立にあり、この組織が労働組合のリーダーの「学校」として役立ったにすぎず、「調停機関と労働者會議所を設立してほし」という一〇年来の努力を復活する方法を教えた」という非難がなされた。かくして、労働組合は労働者のあいだに不平と不満を作り出すよくな状況に利益を持つて居るが、軍事庁は労働者を「ムーバーミュ」維持するために労働組合の希望を充足するよくな努めた。そして補助勤務法は、労働組合の政治的目標を達成するために戦時状況を利用しようと努力した成果であり、労働組合が「不健康で不正な」賃上げ要求を支援するなどして労働者の歓心を買おうと努めたことが、ストライキの原因となつたと批判した。

ふるのように重工業家たちはストライキの原因となる労働組合の賃上げ要求を拒否するといふことによつて

政府に製品価格の引き上げを認めさせると、いう戦術をとった。いわばストライキを逆手にとり、自分たちの価格引き上げ要求について政府と軍の支持をとりつけようとしたのであった。実際に鉱山主が労働組合から賃上げを要求された場合、軍部は雇主と労働組合の代表の仲介者として賃上げは止むなしという方向でまとめたため、石炭価格の引き上げは避けることができなかつた。そして石炭価格の上昇効果は、より高い賃金を支払うことができた。鉱山所有者に巨大な利得をもたらした。さらに、稼働している大企業が閉鎖された工場の所有者に補償を支払うよう義務づけられて以来、KRAは補償支払の負担を軽減する補給政策をとつたため、何かを生産した企業の所有者も、何も生産しなかつた企業の所有者もこの状況から大きな利得を引き出すことができた。<sup>(2)</sup>かくしてヒンデンブルク・プログラムは、工業家たちに戦時利得の大きなチャンスを作り出したのであった。

軍事庁のメンバーはこのような状況を危惧の念で見ていた。クーペッテは工業家たちに「ドイツの経済的強度は明確な制限を持つ」こと、そして賃金をコントロールする唯一の方法は程々のレベルに利潤を保つことであると警告した。メーレンドルフは一九一七年初めに「全国民を捉えた……際限のないマネー作りと金の仔牛のまわりを踊るダンス」という言葉で彼のいや気を表現した。<sup>(3)</sup>社会学者マックス・ヴェーバーも、戦時利得の政治的社會的帰結について関心を持ったひとりであった。彼は『フランクフルター・ツァイトウング』紙上で、プロイセン邦議会に上程された信託遺贈法案が「戦時利得の貴族化」つまり企業家が戦時利得によつて貴族の騎士領を購入し、信託遺贈財産に転換することによつて貴族の称号を手に入れようとしているとして、第二帝政期のブルジョアジーの精神的風土を厳しく批判した。<sup>(4)</sup>

グレーナーもまた、工業家たちの戦時利潤に批判的であった。グレーナーの依頼により、マートン (Richard

Merton) は「利潤と賃金を規制する国家干渉の必要について」と題する覚え書を執筆し、一九一七年七月一二日にグレーナーに提出した。このなかでマートンは次のことを指摘することから始めた。それは戦時のドイツ工業の大きな生産性は「献身の精神や祖国愛のような倫理的動機」から生じたわけではない。実際には、それは「ほとんどもっぱら利得の刺激に」負うてているのである。戦争が長期化するにつれて、工業家は生産物にたいする軍部からの大きな要求が持続すれば、それだけより長く利得を確保することができた。また、労働者は企業の間でマンパワーを求める競争が激しくなれば、それだけより高い賃金を獲得することができた。このことはとくにベルリンのような熟練労働を必要とする軍需工業地域に当てはまる。その結果は賃金の急上昇であった。「労働者たちは自分たちの力が無限に増大したことを見つけていた。雇主、とりわけ短視的な人と、戦時工業家としてしか見なされず、平和経済の未来の発展に利益を持たない人々の両方と一緒にすると多数であるので、彼らは生産物の価格を引き上げることによって、増大する賃金要求にたいし自分たちの利益をある程度まで守ることができた。しかし最終購入者である国家は、現在の状況のもとではそれが要求される価格に同調する以外は何もすることができない。」そこでマートンは、工業家たちが調達機関に強制していた契約の種類を検討するよう提案した。彼は新しいタイプの契約が次第に行き渡りつつあるが、それは企業家が生産物を引き渡した後にはじめて、最終価格を述べる権利を留保した契約であることを指摘した。企業家側はそれについていかほど原料と労働のコストがかかるかをあらかじめ確定できないから止むを得ない対応であるとして、このタイプの契約を正当化した。最初の価格が定められた場合でも、調達機関は署名の日付けと引渡しの日付けとの間に起こったすべての付加的なコスト増を支払うよう義務づけた。利潤が通常コストの固定的ペーセントに基づいて計算されるように

## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

なつて以来、工業家たちはあらゆるリスクから解放された。マートンの見方では、それらの奇怪な契約の真の原因は、賃金についての不確実ではなく、むしろ原料価格の変動についての不確実さであった。石炭、鉄そして鉄鋼の価格は国家によってほとんどコントロールされていなかつたため、それらの原料生産者たちは相対的に自由であつた。ところが最終生産物を生産する企業は、軍隊から長期の契約で取引をするよう強制された。しかし原料生産者は短期の契約に基づいて取引してほしいと要求したため、最終生産物に含まれる原料のコストは、軍隊との長期契約をまもらざるを得なかつた最終生産物の工業家によつて数倍も上乗せされた。マートンは、この問題の唯一の解決は原料生産者たちが最終生産物の生産者に一定の価格で、定められた契約であらゆる原料を供給することが必要であると考えた。事実マートンは、石炭、鉄、鉄鋼の価格のこれ以上の上昇を許す理由はないと感じていた。価格の上昇を抑えたとしても、重工業の利潤は十分に高かつたので価格の上昇なしに賃金の上昇を許すことができたのである。

最後にマートンは、覚え書きを三つの要望で締めくくつた。第一は、これから契約はすべて一定の日付けの前に締結したとの契約とも同様に、署名した時点で決められた固定価格に基づいて行われるべきこと。第二は、戦時利得税は戦時利得を不可能とする点まで増加させること。最後は、そして最も重要な点だが、イギリスの武器法をモデルにした法律を作成することである。この法律は、軍事局によつて決定された価格を所有者が拒むような工場とか、平和時には解決できないような労使間の争いが存在する工場を宰相が把握し、それらをコントロールする権利を彼に与えなければならない。軍事局が、この法律を施行する。マートンの意見では、そのような法律はドイツの健全な経済発展にとって不可欠であった。「雇主は戦時はマネーをつくる時機ではないといふ

ことを明確に知らなければならない。戦時は現実にすべての人に犠牲を払うことを要求し、必要な場合には、犠牲を強要する時機であることについても雇主は明確でなければならない。同時に、ドイツの経済共同体のすべてのメンバーは、この強制的なシステムによつて大いに訓練されるので、はるかに大きな道徳的且つ物質的な緊張に耐えることができるようになるだろう。……そして帝国の財政を再建し、戦争が終わったとき、再びわが国の経済生活を健全に作り上げていくことが必要である。」

グレーナーはマートンの覚え書に大きな印象を受けた。そして彼は、補助勤務法を変更する努力は利得をコントロールするような方策が企てられる場合にのみ成功すると確信していたので、七月二十五日にこの覚え書を宰相のミヒヤエーリスに送った。覚え書に添付された手紙の中で、グレーナーは自分はマートンの見解に全面的に賛成であり、この「新しい覚え書」が「わが国の経済的思考」のなかに持ち込まれるならば、それはおそらく「わが国的一般的な内政状況に有利な効果を持つことができるであろう」と述べた<sup>(6)</sup>。しかし実のところ、雇主の高い賃上げ闘争についてグレーナーに不平を言った時、グレーナーはこれに次のように答えた。「私は工業家がいまだかつて聞いたことがない仕方で、戦時利得を追いかけるのを見たことがある。そしてこの気違沙汰の戦時利得が、他方では嫉妬に導くのも見た。私はあなたが、軍事庁が三五〇〇万マルクの利潤をつくらせないよう努力したことを探っているかどうか疑つた。私は、あなたが次のような現実を知つているかどうか疑つた。それは、ドイツの雇主が彼のために働く四人の女性をバラックのなかで虱で一杯のベットで寝るような状況においていること、ドイツの雇主が彼女たちにより高い賃金を申し出ることによって同僚の中から労働者を引き抜き、その後に

価格を固定するための国家からの補償をめぐる問題」<sup>(一)</sup>

- (1) „Arbeiterpolitik und Arbeiterunruhen im Kriege“, in: G. D. Feldman, op. cit., pp. 379-381 [S. 302-304].
- (2) Cf. ibid., pp. 389-390 [S. 309-310].
- (3) Ibid., p. 390 [S. 310].
- (4) Max Weber, Die Nobilitierung der Kriegsgewinne, in: Frankfurter Zeitung vom 1. März 1917 (Max Weber, Gesammelte Politische Schriften, herausgegeben von Johannes Winckelmann, 2. Aufl., Tübingen 1958, S. 183-191 〔中略〕 丹波崎・三田崎・大庭義・高田根誠『アーヴィング・スコット・ヒューズ 政治集』大日本法典出版社 1928年 1月 1日 ○—111 8°—88°)
- (5) Richard Merton, Über die Notwendigkeit eines staatlichen Eingriffs zur Regelung der Unternehmergewinne und Arbeiterlöhne, in: Derselbe, Erinnernwertes aus meinem Leben, Frankfurt am Main 1955, S. 29-35. W. Groener, op. cit., S. 521-5. Dorother Groener-Geyer, General Groener—Soldat und Staatsmann, Frankfurt am Main 1955, S. 369-372.
- (6) Der Brief von W. Groener an den Herrn Reichskanzler vom 25. Juli 1917, in: W. Groener, op. cit., S. 521.
- (7) G. H. Feldman, op. cit., p. 359 [S. 286]

### (3) ケルナーの解任論

#### (a) 重工業家側のケルナー批判

戰時利得を批判するマニーハの觀點からケルナーは最も重要な反対論者、即ちマニーハの主張に異議

たちであつた。なかでも重工業の指導者であつたシュティンネス (Hugo Stinnes, 1870-1924) が最も活動的な敵対者であつた。グレーナーのシュティンネス評によれば、シュティンネスは「確かに経済の天才であつた。しかし經濟の分野では、軍事の分野でルーデンドルフがそうであったのと同様な独裁者であつた。彼がわが国の經濟状態についての大きな展望を持っていたにもかかわらず、ものごとの發展を見なかつた点で彼はルーデンドルフと共に通していた。なぜならば、彼はそれを見たいと思わなかつたからである。このことは再び彼が政治的ファクターをあまりにもわずかしか評価していなかつたことに基づいていた。彼は個々の社会民主党の政治家と同様に、社会主義の思想を大変容易に片づけることができると思っていたのである。<sup>(1)</sup>」重工業たちの不満は、グレーナー個人にたいしてのみならず軍事庁の機関にたいしても、とりわけ補助勤務法にたいして向けられた。グレーナーの『回想録』には次のようにある。「補助勤務法はあらゆる悪の根源として語られ、そして私（グレーナー）がその張本人ではなかつたにもかかわらず、私と密接に結びついていたという非難が語られた。私の不穏な要求を免れるために、重工業家は一九一七年八月一九日の会議で……補助勤務法第九条の改正を提案した。この会議にはバウアーダ佐が出席した。そして彼は、OHL の名で補助勤務法の欠陥の排除を約束した。しかし私は、このやうなやり方によつて後に何かが起ることを知らなかつたのである。<sup>(2)</sup>」グレーナーにたいする重工業家たちの非難はエスカレートし、「この不愉快な男（グレーナー）をそのポストから追い出し、前線に送るのがよいのだ」という意見まで現れた。確かにグレーナーと親しい間柄にあつたベルリン雇主団体の議長のボルジッヒ (Ernst v. Borsig, 1869-1933) はグレーナーの意見に理解を示し協力を惜しまなかつたが、しかし彼らは何分、最終生産物工業の代表であつた。これにたいしフーベルク (Alfred Hugenberg, 1865-1951)、シュティンネス、デュイスベルク (Carl

Duisberg, 1861-1935' クレックナー (Peter Klöckner, 1863-1940) によって導かれた重工業グループの力は余りにも大きく、原料についての彼らのコントロールが余りにも強かつたので、多くの工業家たちは彼らにいち日おかれるを得なかつたのである。そして彼らは、政治家と軍部にたいし大きな影響力を持つていた。グレーナーによれば「企業家利得をイギリスの武器法の意味での権限賦与法 (Ermächtigungsgesetz)」<sup>(3)</sup> によって制限するという提案は、石炭、鉄、鉄鋼という基礎素材の生産者のところからはじまつて国政レベルで激しい反対にあつたことを私は予め知つていていた。そのような計画の反対者は参加した工業グループのなだけではなく、政府の中に、とりわけ帝国内務省のなかに座つていた。内務省はヘルフェリヒの指導のもとに資本と労働との間の闘争にたいし原則的にあらゆる干渉を拒否したのであつた。<sup>(3)</sup> 当時のグレーナーの最も重要な政治的パートナーは内務省長官ヘルフェリヒであつたが、ヘルフェリヒ評はかなり厳しいものがあつた。「彼は……優れた頭脳の持ち主であつた。彼はあらゆることをよく知つていた。しかし彼は、遺憾ながらいつも行動しなかつた」「彼は大衆について優れた理解と包括的な知識を持つているという意識に支えられた野心家であつたが、同時に自分の地位を心配する弱さも持つていた。彼は私と競争するのを恐れていた」<sup>(4)</sup> しかし両者の反目は、グレーナーが推察したようにヘルフェリヒの性格的なものに原因があつたといつよりも、むしろ両者の考え方の違いと見るべきだらう。ヘルフェリヒはグレーナーの労働組合寄りの政策を快く思わなかつたし、また企業家の戦時利得にたいするグレーナーの批判についても反対であった。ヘルフェリヒは、野戦鉄道の局長時代にカイザーに特別な寵愛をうけていたグレーナーが、補助勤務法の施行以後の対応について大権をバックに権力を握ることを恐れていたのである。

ところでグレーナーにたいする批判は、カイザーのところでも裏舞台で進行していた。一九一七年の五月に、

グレーナーは思いもかけず皇后にベルビュー城に招待される機会に恵まれた。皇后はグレーナーを自分の執務室に案内し、食糧問題、労働者と家族の生活状態について話をきいた。グレーナーは、「海上封鎖の影響」、とりわけ労働者の生活に及ぼす影響等を説明した。彼女は十分に理解を示し、労働者家族の状態を改善するために尽力したいという覚悟が述べられた。「皇后は最大の困窮を和らげるために慈善活動の方法で全力を投入した。しかし彼女は慈善活動の時代は過ぎ去り、その代わりに権利が要求される」とを認識していなかつた。<sup>(5)</sup> その翌月に、グレーナーは今度はカイザーの晩餐に招待された。グレーナーは、この機会を利用してドイツの国内及び国外の状況についての自分の意見を述べるつもりであった。この晩餐会には、カイザー夫妻のほか、知り合いの大学教授、外務省長官のツィンマーマン (Arthur Zimmermann, 1864-1940) とグレーナーの五名の少人数が参加した。グレーナーはカイザーの右隣に座った。そして晩餐会の模様について、グレーナーは次のように記している。「カイザーの左隣に奥方が座り、私たちの楽しい歓談に気を配つた。話はもっぱらカイザーがリードした。彼は非常に活発に沢山の話をした。……その結果、重要な会話は——奥方が話をそちらに持つていく」と努めたり、私の話に引き込もうと努めたにもかかわらず——行われなかつた。私は自分の計画を実行することができないまま、夜半までみんなで自由に語り合つた。私は、カイザーがあたかも私が彼に何か不愉快なことを述べようとしている感じ、彼のお喋りによって私を妨げようとしているのではないかという印象さえ持つた。<sup>(6)</sup> 晩餐会の数日後、グレーナーはカイザーの側近の一人であるフォン・プレッセン大将 (Generaloberst v. Plessen, 1841-1929) の訪問を受けた。彼はグレーナーがカイザーの警戒心をあおつたと非難したが、これにたいしグレーナーは「プレッセンに、自分がそつすることが自分の義務と考えるし、またカイザーに事態の眞の状況を隠しておかないと、本当の

ハントを知らせるハントが必要であるという意見を述べた。プレッセン大将は今後、私がカイザーのハントに警告に行くのを禁じた。ソレで私は、自分は彼の指示に従うが、しかしこれからの展開のすべての責任はカイザーから真実を遠く離てて居る人々にある」と語り返えした。<sup>(7)</sup> グレーナーは、ハントした一連の動きの背後にヘルフューリヒの存在を認めながら、しかし「やれにせよ、ハントのヒンツィードは同時にグレーナーが政治の中核から外されていく過程をも暗示しているのである。

- (1) W. Groener, op. cit., S. 369-370.
- (2) Ibid., S. 370.
- (3) Ibid., S. 368.
- (4) Ibid., S. 360.
- (5) Ibid., S. 361.
- (6) Ibid., S. 366.
- (7) Ibid., S. 367.

#### (b) OHL の「ハーメン」批判とグレーナーの解任

宰相ハーメンは、カイザーの復活祭勅語においてプロイセンの三級選挙法改正を約束したにもかかわらず、普通平等選挙法の直接的導入に失敗したハントが四月以降の事態を悪化させたハントの原因であると考えた。ソレで彼は、内政安定のための政策をとる努力に集中した。ハーメンは労働者を鎮めるために何ががなされなければ

ば、君主制はつぶれるだらうと考える人々によつてベートマンは支持されたが、他方で保守派からの激しい反対をうけた。これらの人々は平等選挙権はブロイセン官僚制の独立性を破壊し、「最上級の階級」を押し下げ、そして左翼からの過大な要求を導き出すと非難した。OHL からもベートマンにたいする批判の矢が向けられた。

OHL は、ベートマンが経済的にも心理的にも国民を動員するのに失敗したことと国内秩序を維持するのに失敗したことを批判した。バウアーハルデンドルフに送った一九一七年三月六日の覚え書「帝国宰相に関する論評」のなかで、ベートマンの対外政策についてその優柔不断な政治が中立民族の間でドイツの威信を失わせる原因となつたと非難した。さらに、政府はヒンデンブルク・プログラムによつて、労働者の健康と工業の生産性を増進するため食糧と石炭の供給を管理する責任があつたにもかかわらず失敗したと批判した。同様に、帝国議会も補助勤務法を駄目にした。その「結果は賃金の不幸な上昇運動であり、そして政治的権利にたいする広大な要求である。」そして「注意深い観察者は、次の事実を見逃すことができない。その事実とは、わが国の工業と技術の異常で驚異的な完成と平行して、ドイツの忠誠心、道徳性、義務感は急速に低下しつつあるということである。……どの職業にも、どのグループにも利益、利潤、快樂追求と浪費の追求、そして戦闘に従事している人々の苦しみについて完全な無関心が支配している。<sup>(1)</sup>」

バウアーハルデンドルフは、潜水艦作戦が八月までにイギリスを屈服させ、併合主義者のプログラムが実現されるであろうと確信していた。しかし六月には、彼らの楽觀主義は完全に消失していた。彼らはアメリカの参戦の印象のもとで併合主義者のプログラムの修正と講和交渉の要求の拒否をベートマンに要請した。六月一九日にヒンデンブルクはベートマンへ手紙を送り、敵国は「ドイツとその同盟国の崩壊が彼ら自身より先に起きるで

あらうこととを計算することができる間は抵抗し続けるであろう。敵国は、……食糧と原料の欠乏を通して、不一致、不満、急進的社會民主者を通して、この崩壊が表にでることを希望している」と述べた。<sup>(2)</sup> こうして彼らは戦況不利の責任を国内政治に転嫁し、「背後からのひと突き」説の先駆を作った。他方で帝国議会では、有力な中央党のリーダーであるエルツベルガーが、帝国議会は講和締結のため重要な役割を演ずる時期が到来したと考へ、七月六日の予算委員会において海軍の無制限潜水艦作戦にたいする批判を開始する一方で、帝国議会の講和決議を呼びかけることによつて開戦来最大の内政危機（七月危機）を引き起した。しかしベートマンは、エルツベルガーの提案した帝国議会の講和決議を頑なに拒否したため、帝国議会の多数派からの支持を失いつつあった。ルーデンドルフは、ベートマンが帝国議会の多数派からの支持を得ていて宰相問題に圧力をかけることを控えていたが、今や堂々とベートマンの解任を要求するところまで進んだ。ベートマンはもはや戦うことさえしかつた。そして七月一三日に、彼はカイザーに辞表を提出した。

ベートマンを辞めさせることに成功したOHLは、その批判の矢をそのままグレーナーに向けた。ルーデンドルフとグレーナーの関係はもはや以前のように良好ではなかつた。グレーナーはルーデンドルフに失望し、ルーデンドルフの方もグレーナーの仕事に不満足であつた。しかしルーデンドルフが、ベートマン失脚の時点でグレーナーを解任する意図を持っていたかどうか不明である。だが、ベートマンを失脚させた状況がそのままグレーナーに当てはまるこども事実であつた。八月二日にルーデンドルフはミヒヤエーリスに電報を打ち、「労働者の食糧についての責任を、とりわけ肉と脂肪の供給に関して軍事庁から取り上げ、市民の食糧供給に責任を持つ機関に与える」ことを伝えた。これはルーデンドルフが、この問題をめぐるグレーナーとミヒヤエーリスの間

の以前の衝突についてミヒヤエーリスに軍配を上げたことを意味した。八月一三日に、陸軍大臣シュタインは次のように書かれているカイザーの命令文の草稿をミヒヤエーリスに送った。それによれば「軍事庁の活動のガイドラインと軍事庁の仕事に関する基本的性質にかかる指令はすべて陸軍省によって出される。<sup>(4)</sup>」というものであつた。八月一四日にミヒヤエーリスはこの草稿に副署し、そしてカイザーに送った。この草稿をミヒヤエーリスに提示したシュタインの目的は、軍事庁を彼の直接の管理下におくことであつた。他方で、八月はじめにデュイスベルクは、グレーナーが西部戦線のある師団の師団長に任命される予定であることを友人にもらした。<sup>(5)</sup>

また八月一四日に、デュイスベルクはデュッセルドルフの工業クラブで開催される「種々な工業の代表の小グループの秘密会議」への招待状をバウアーに送った。そこでデュイスベルクは、バウナーがこの会議にOHLの代表として参加することを確認すると同時に、招待状の冒頭に次のように書いた。「補助勤務法は労働の自由な運動について制限を加えたため、労働者に一方的に負担を負わせたことについて不平と扇動が止まなかつた。利潤の制限によつて雇主を攻撃しようとしたやり方は問題である。これを迎え打つのにスピードが必要である。補助勤務法によつて戦争が成功裡に遂行されるのに必要な生産を妨げた危険を除去することが重要である。<sup>(6)</sup>」

デュイスベルクは、マートンの覚え書に反対の工業家を動員することで主導権をとつたことは明かである。

グレーナーは八月一五日に、ルーデンドルフの招待で参謀本部を訪れた。マートンは覚え書が参謀本部で議論され、グレーナーも議論に巻き込まれる可能性が強いと考えたため、あらかじめグレーナーと打ち合わせの機会を持つたが、しかし実際にはルーデンドルフとグレーナーの一時間半に及ぶ会談中ルーデンドルフは通常の問題以外何事も話さず、覚え書についてはひと言も触れることができなかつた。そして翌八月一六日に、グレーナーは軍

事務長官の職を解任され、第三三連隊の連隊長に任命されるという決定が下された。<sup>(7)</sup> 彼が帰着後このことを知った時、それはまさしく寝耳に水の話であつたし、何よりも彼を怒らせたのは前日の会合でのルーデンドルフの「そらとぼけ」であった。<sup>(8)</sup> グレーナーはしばしばルーデンドルフにたいし自分はルーデンドルフの信任なしにオフィスに留まるよりも、自らポストを去る方がましだと語っていたが、それだけに八月一五日のルーデンドルフの不誠実さには証明の余地はないと思われた。八月一九日にルーデンドルフはグレーナーに電報を送り、軍事庁の責任者としてこれまでの仕事ぶりに感謝の意を伝えた。しかしグレーナーにとって、この電報ほど最悪の偽善はないと思えたのであつた。<sup>(9)</sup>

自由労働組合総務委員会の機関紙『コレスピングデンツブラット』は、一九一七年八月二十五日号の一面に「軍事庁からのグレーナーの退任について」と題する記事を掲載して、グレーナー解任の眞の理由を明らかにしようとした。それによれば、一般に伝えられている理由は「国民の食糧配分を統一的に実施するために、軍事庁に割り当てられた分野の一部を今や戦時食糧庁へ移管し、それとともに軍事庁の活動のより広範な制限が加えられることになるので、」グレーナーの指導はもはや必要ないというものであった。しかし誰もこのような説明を信じた者はいなかつた。この記事の執筆者は次のような見解を示した。「グレーナーは彼の活動の最初の瞬間から、労働者を生産過程で同じ権利を有するパートナーとして考え、そしてそのように評価し、取り扱うことを欲した。しかしこのことは、雇主の目には労働者にたいする依怙蟲貝であると映つた。……雇主の見方では、労働者は政治の分野では雇主と同等である、つまり法と権利の前では雇主と同じである、しかし社会と経済の分野では平等であることはあり得ないし、あってはならない。グレーナーは勿論そのような時代遅れの見方を認めなかつた。

……彼は労働者にたゞして正義、適切な支払い、および食糧供給を欲したが、雇主のための戦時利得は欲しなかつた。彼は疑いもなく、戦時利得について帝国政府のメンバーの大部分とは異なるた見方をもつていた。彼は「<sup>(10)</sup>」の如きを厭がるしかつた。やがてそれが、彼の左遷の理由だつたのである。」

グローナーの後任の軍事庁長官は、陸軍中将フリードリッヒ・ Scheuch) が就任した。

- (1) Auszüge aus der Denkschrift des Oberstleutnants Bauer : Bemerkungen über den Reichskanzler vom 6.3.1917, in : Wilhelm Deist, Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-18, Teil 1, Quellen zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Reihe 2 : Militär und Politik, herausgegeben von Erich Matthias und Hans Meier-Welcker, Bd. 1/I, Düsseldorf 1970, S. 570-576.
- (2) G. H. Feldman, op. cit., p. 363 [S. 289].
- (3) Ibid., p. 397 [S. 319].
- (4) Ibid., p. 397 [S. 319].
- (5) W. Groener, op. cit., S. 556.
- (6) G. H. Feldman, op. cit., p. 398 [S. 320].
- (7) D. Groener-Geyer, op. cit., S. 63.
- (8) ヘルムート・ヘルト、ヘルト・ゼーベツィアーネの覚え書きについては何を知らなかつたと推定してゐる。グローナーが皿の端を下へ落すと、彼は覚え書きを「カナヘーリスはそれをくべき」と書いたが、ヘルト・ゼーベツィアーネは文書ファイルのなかにしましてしまつた。その結果ヘルト・ヘルトの手書きは何か脛をなめたのである、従つて解任の前日にグローナーの覚え書きについて議論する機会がな

## 第一次大戦中のドイツの國家社会政策（七・誤）

かいたゞくらねむやあゆ。（G. H. Feldman, op. cit., p. 400 [S. 323].）

- (9) Cf. ibid., p. 399 [S. 322].  
(10) Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Nr. 34, 27. Jahrgang (25 Aug. 1917).

### 六 むすび

#### (1) グレーナーの歴史的役割

グレーナーは職業軍人としての教育を受け、後に野戦鉄道局の局長を経て、第一次大戦の最も困難な時期にヒンデンブルク・プログラムを実現するため軍事庁の長官に就任した。彼は、この時期の軍事指導者であるルーデンドルフと同じく、戦時体制のもとで軍当局による経済統制の必要と陸軍省の官僚主義にたいする反撥を共有していた。戦時における軍事独裁体制を確立する」と以外に、対内的及び対外的危機に対処する道はないというのが当時のドイツ参謀本部の基本的な考え方であった。それ故にこそ、ルーデンドルフは経済問題に通じた軍人として知られていたグレーナーを軍事庁の責任者に任命したのであった。

しかしグレーナーは南ドイツの民主主義的風土のなかで育ち、彼自身それを誇りとしていた。戦後にグレーナーは次のように書いた。「私は軍事庁の長官に就任して以来、広いグループの人たちから南ドイツの民主主義者と見られてきた。しかしこうした呼ばれ方はプロイセン保守党には理解できないことであった。そのおかげで、私は無思慮に彼らと見解を分かつつようなことはなかつた。私は自分の生涯を通じて、ある政党のメン

バーに属したことはなかった。そして戦後も、私を獲得しようという諸政党のあらゆる試みをきつぱりと拒否した。軍事庁の長官としての私の活動は、すべての政治的諸条件から完全に自由であった。私は政治生活に入るにあたって確固とした決心をした。それはもっぱら自分の内的信念に従うこと、誰をも敵とせず誰の味方もせざつだ己の課題の目標と目的にのみ目をむけること、これである。<sup>(1)</sup> 南ドイツの民主主義者としてグレーナーは、労働者も同じ人間であるという事実から出発して彼らの同権的要求に価値を認めることができたし、それが重企業家の主張するヘル・イム・ハウゼ (Herr-im-Hause) の立場と相容れないものであることも理解することができた。

そして軍事庁長官としてのグレーナーにとっては、労働者の経済的要求や同権的要求を支援し、それに道を開くために努力することは、彼らのエネルギーを国家のなかへ取り込むことを意味した。「私（グレーナー）は、軍事庁時代に次の点に影響を与えることを目標とした。それは、国民のなかに道徳的な結束が固められ、それぞれの革命的な発展を予防することである。」「そのための方策は、君主制と労働者層の同盟であった。」「私は、この方策は心理的面で国内外に大きな宣伝効果をもたらすと考えた。」しかし「君主制は戦時にそのための貴重な時間を逸したのであつた。」<sup>(2)</sup>

確かにグレーナーは、ルーデンドルフとバウアーレと同様に、保守主義者で君主主義者であつた。また、ともに政治と経済への軍事的干渉を必要とみなし「政治的」軍人であつた。しかしグレーナーの政治は、彼らほど急進的ではなかつたし、またその保守主義の内容も異なつていていた。グレーナーは言う。「私は、両親の保守的な世界観のなかで育てられた。そして私は、生涯を通してそれを維持した。しかし私の保守主義が東エルバのそれとも、重工業の利得エゴイズムのそれとも異なつていることは本当である。私は常に彼らの見方を理解するように

努めた。しかし私は、自分の立場を右翼にたいしても左翼にたいしても固持しなければならないと思った。私にとって、労働者は同じ権利を持った人間であり市民であった。だが、それによつて私は社会民主党のプロパガンダの危険性を見誤る」とはなかつたのである。<sup>(3)</sup>

グレーナーは軍事庁の責任者に就任した前後から、国内の政治的・社会的情況の危険な性質を認識し、そして戦争を早期に終了させ国内改革を行う必要があると考へた。とりわけグレーナーは、国内状況は四月ストライキの時期に極端に重大であることを認識した。<sup>(4)</sup> 彼はドイツは完全な勝利を得ることはできないと確信するようになつた。最も重要なことは、もし戦争に負けたら革命がきつとその後に続くであろうといふことであつた。グレーナーの見方では、この危険にたいし準備できるのは戦争の間であつた。では、戦争によつて緩められた「民主主義の波」をどのように方法で「ノントロールする」ことができるだらうか。グレーナーがとつた方法は「国民的諸力の政府」(Regierung der Nationalen Kräften) または「諸力の集中」(Konzentration der Kräften) こう構想のなかに示された。この構想は、具体的には保守党のハイデブルント・ウンタ・デア・ラーザ (Ernst von Heydebrand und der Lasa, 1851-1924) と社会民主党のヒーベルト (Friedrich Ebert, 1871-1925) をトップに擁する政権を打ち立てねばならぬのであつた。いわばこの構想は、举国一致内閣の構想であつた。しかし彼は、保守党と社会民主党が連立内閣をつくねじとは「ヌームニア」であるとも認識していた。後に、この構想についてグレーナーは次のように回顧した。「もし変化を欲するかと問われたならば、私は急進的な変化に賛成であつた。すなわち、多くの小出しの讓歩の代わりに、帝国議会を解散し、保守党から多数派社会民主主義者までの強力な権力を持つた集中的の政府をつくる」とである。このような政府のトップに、私は一人の保守主義者を考えた。例えば、無冠のプロ

イセン王であるハイデブラント・ウント・デア・ラーザである。このような力の結集が行われれば、私のみみるところ、それはわが国の状態に対応し、そしてエネルギーに断固とした処置をとる手がかりを提示することにならう。しかしながらその反面、私はこのような考えはユートピアの領域に属することも見通さなければならなかつた。当時の状況にあっては、超保守主義者のハイデブラントと多数派社会民主党のエーベルトが共同の仕事で手を握ることは現実には不可能であつた。」そこでグレーナーは、この構想をさらに具体化して、ヒンデンブルクを形式上の宰相に据え、進歩党のペイヤー（Payer）が副宰相として政府の実際のリーダーシップを握る。そしてルーデンドルフを陸軍大臣として登用するような政府を構想したのであつた。この現実的に構想されたヒンデンブルク・ペイヤー・ルーデンドルフの政府は、ドイツ第二帝政期の最後の時期に登場した帝国の三つの支配的な政治的傾向、つまり、人民投票的独裁、議会主義、および軍事的独裁を結び付ける努力を代表していたところに特徴があつた。ヒンデンブルクは忠誠心という人々の非合理的な心情に対応するカリスマ的「代理カイザー」であり、ペイヤーは大衆の政治的自由の要求の増大への譲歩として役立つ。ルーデンドルフは帝国の最後の頼みである軍事力を代表するはずであった。<sup>(6)</sup>

ところが、このグレーナーの構想が一九一七年の夏に発表されて以後、ひとびとからは、「諸力の集中」はプロイセン主導型の政権形成を意図したものであつて、長期的な社会的経済的展望から導き出されたものではないと理解された。とくにプロイセン以外の諸邦は、グレーナーの構想を恐れた。南ドイツの邦政府は「諸力の集中」をプロイセン邦にドイツ工業を集中させる政策とみなし、新しい政策が行われれば各支邦の工業の発展は大幅に遅れるだらうと感じた。そのようになれば、邦内の工場のいくつかが突然、契約破棄になるのではないかという

不信感を懷いたのであった。そこで、七月下旬と八月上旬にかけてグレーナーとゾルゲ (Sorge) は、「諸力の集中」について理解を得るために南ドイツの諸邦を旅行したが、しかし事態は容易でない」とがわかつた。ベルリンに帰ったグレーナーとゾルゲは、南ドイツの諸邦の利益を無視するよりも、むしろ信頼と協力関係を高めることによつて「諸力の集中」はより強く機能することができると確信したのであつた。<sup>(7)</sup> しかしグレーナーは、問題が解決する前に退陣を余儀なくされた。

以上のようなグレーナーの「諸力の集中」の構想は、お粗末な結末に終わったが、われわれはこの構想のなかに一九一八年の九～一〇月の「上からの革命」の原型を見い出すことができる。グレーナーにとって「上からの革命」は幅広い連立政府の設立を通して古い政体を救う努力であった。ハイデブルント＝エーベルト連合は、確かにそれが一九一七年におけるのと同じく一九一八年においても不可能であったが、しかしグレーナーにとってそのことが問題ではなかった。彼にとって問題であったのは、南ドイツの社会的平等主義をプロイセンの上からの改革の伝統を結び付けることであったのだ。そして彼が社会的領域について労働組合に実質的な譲歩を認めようとした理由は、彼がむしろ伝統的な政治的及び軍事的組織の完全な破壊を防止することを意図したものであつた。このような道筋で、彼は工業と労働の、そして軍隊と社会民主党の同盟のための道をつけつゝあつた。そしてこれが革命のコース決定する」とになつた。

(1) W. Groener, op. cit., S. 373.

(2) Ibid., S. 373. W. Groener, Der Weltkrieg und seine Probleme—Rückschau und Ausblick, Berlin 1920, S. 63.

(2) W. Groener, *Lebenserinnerungen*—Jugend, Generalstab, Weltkrieg, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, S. 373.

(4) 一九一七年の因田ストライキのやせなかに、グレーナーが独立社会民主党のリーダーであるハーザ (Hugo Haase, 1863-1919) へ個人的接触をし、努力した。ハーザは、グレーナーの政治感覚を示すものとして注目され、評価された。グレーナーは、メイターの「ドヤスーンーショ」を鎮めるのに軍隊を使用するところを歎嘆する一方で、彼の影響力を行使してその際のストライキを防止してはしない顧んだ。ハーザの返答はグレーナーの要望に応じるが、しかし、これは秘密にしてほしいとの条件を付けていた。「なぜならば、彼は自分の味方についてなにほどの心配を持たなかつである。私は（グレーナー）は彼が死ぬまぢの細葉を守つた。今や私はこれについてなんの縛られなふと思ふ。」「私は、帝国議会の會議の後にハーザをつかまえようとした。そして彼を一番適当な部屋に引込んでしまつた。」「おれおれ二人がこの船艤に消えたのを見た時、周りにいた人はにやにや笑しながら、あることは驚いた顔の光景を眺めていたよ。」(Ibid., S. 364.)

(5) Ibid., S. 366.

(6) H. D. Feldman, op. cit., p. 369 [S. 294].

(7) Ibid., p. 282 [S. 229].

## (2) 敗戦にもかかへる重工業家グループの政策転換

グレーナーの労働組合宥和策は自由労働組合の超経営的参加政策の要求と結びついて、法的規制のゆえの労使同権の協議機関あるいは公的領域における経済指導への参加として次第に実現していく。開戦当初、自由

労働組合の側から提案された大企業との自主的な「労働共同体」の形成は、ヘル・イム・ハウゼの立場を堅持する重工業家の拒否にあって達成されずにいた。その後、祖国補助勤務法のもとでも、義務制労働者委員会や他の公的機関において労使が同じテーブルにつくことはあっても、雇主団体は相変わらず労働組合を承認せず、それどころか黄色組合を組織して敵対的な態度をとりつづけたのであった。<sup>(1)</sup> このような状況のもとで、労使間の「労働共同体」の形成は、なによりもまず雇主側が自主的に労働組合を承認することを意味していたわけだが、労働組合側にとつても戦争後半期に次第に労働組合の城内平和策から離反を示しはじめた労働者大衆をつなぎとめておくためにも、大企業との協力によって効果的な経済・社会政策を政府から引き出す戦術的必要があつたと考えられる。だが「城内平和」イデオロギーのもとで開戦当初からストライキ権を放棄した自由労働組合には、自らの力で大企業の側に政策転換を実行させるだけの力量はなく、むしろ戦争の結果と大衆の革命化に不安をもちはじめた重工業の側の自発的な政策転換によってはじめて、戦争の最後の年に「労働共同体」の形成のチャンスが訪れることになったのである。

重工業側と労働組合との最初の頂上会談がもたれたのは、一九一七年末から翌年のはじめにかけてであったが、この第一回会談はなんの結論も得られず散会した。<sup>(2)</sup> 会談は不成功に終わったとしてもそれまでこの種の会談をかたくなに拒否してきた重工業側がともかく会談に臨んだこと自体、政策の転換を予示していた。この会談に参加した鉄鋼大企業代表フェーゲラー (Albert Voigler シュティンネス・コンツェルンの総支配人) は、戦後のドイツ国民党ライプツィヒ大会（一九一九年）において、当時の重工業側の意図について次のように述べている。「われわれの立場を放棄せざるを得なかつたのは、戦術的措置からではない。なによりもまず実践的考慮からであつた。

一九一七年にわれわれが戦争は間もなく終結するだらうと考えたとき、われわれには途方もなく大きな仕事が明らかになつた。それは、一、〇〇〇万から一、二〇〇万の人間を直ぐさま、比較的短期間のうちに経営につれ戻すという仕事であつた。その場合われわれが懷いた大きな懸念は、軍事庁がこの仕事も官僚主義的に運ぶのではないか、という点にあつた。もしそうなつたなら、たとえ戦争に勝利を収めたとしても、ドイツには危機感が広がり、おそらく多くの場合、今日あまり変わらないことになつていただろう。われわれは、このとてつもない課題を被用者と共同で解決したいと考えたのだ。そして一九一七年にはじまり、一九一八年にかけて続いた第一回目の会談は、なによりもまず、一、〇〇〇万人の人間を再び職場にけるために、どのような手段がとられねばならないかという問題をめぐつて行われたのである。<sup>(3)</sup> このフェーゲラーの発言がドイツ革命後に、しかも重工業の代弁者によつて行われたという事情を考慮して、ここで若干のコメントを加えておく必要があるようと思われる。

第一に、この会談がはじまる二ヶ月前に発生したロシア革命が、戦争の長期化とともになつて累積されてきたドイツの大衆の不満に点火するのではないかという内政上の不安を募らせ、雇主側に戦後処理の重要な問題として復員問題を浮上させたことが考えられる。この雇主側の危惧が現実のものになるのは、この会談のほぼ一ヶ月後にむかえた敗戦とドイツ革命においてであるが、この間ジグザグ・コースをとりつつも雇主側の行動を基本的に規定したものは、大衆の革命化にたいする恐怖であつた。その際、大衆の革命化を防止すると同時に、戦後の資本主義経済維持のための労働力を確保し得るか否かという問題は、いつに復員問題の適切な処理にかかつていたのである。第二に、雇主側は戦争の後半期以来、政府・軍部にたいし一方では次第に強化されてきた官僚統制に

たいする非難と、他方では勝利の講和による国内情勢の打開への期待という二律背反的な態度を持つようになつてきたが、とりわけこの時点で両者の矛盾が尖鋭化したことが考えられる。すなわち、前者についてはロシア革命以降緊急な課題として意識された復員問題を官僚主義的なやり方でうまく処理できるかどうかという懸念が強まる反面、後者についてはロシア革命からブレスト＝リトフスク講和交渉へと東部戦線における情勢変化によつて、東部の領土拡大と西部戦線での勝利への期待が急速に盛り上がってきしたこと、これである。この時点ではまだ不安と期待がバランスを保っていたが、軍が東部戦線の戦争終結にともない西部戦線の春季攻勢にむかうや、雇主側にとってこの労使会談そのものが意味を持たなくなり、なんの成果もなく終わることになるのである。しかし期待された春季攻勢が敗北に終わり、勝利の講和がもはや不可能であることが判明した一九一八年夏以降、前者の官僚主義的統制にたいする非難が息をふきかえし、復員局の設置から労使の「中央労働共同体」の形成へと敗戦と革命の混乱期における大企業と労働組合幹部との協力関係の土壤が形成された。第三に、自由労働組合総務委員会の側も、国家の官僚統制と大衆の急進化にたいし以上の大企業とほぼ同じ利害状態にあつたことである。つまり一方では、ロシア革命の影響は、大衆の増大しつつあつた不満を独立社会民主党やスバルタクス団、および反総務委員会派の労働組合と結びつけ、明らかに総務委員会の超経営的参加政策とは対立する方向に向かわしめる可能性を示していたこと、他方では農業家や重工業家の利害に左右された官僚主義的国家ではもはやそつした大衆の不満を緩和することができないと思われたこと、これである。この時点では雇主団体はいまだ労働組合を承認してはいなかつたが、しかし祖国補助勤務法のもとでの労働組合指導者との協働の経験から、彼らを次第に大衆から区別して認識しつつあつたのである。さきのフェーグラーの発言には、ロシア革命の余波として

の大衆の革命化にたいする恐怖と西部戦線における春季攻勢への期待——これが会談を成果なく終わらせたのだが——について言及されとはいなかつたが、すでにこの時点でその一〇ヶ月後に訪れる敗戦と革命期における大企業と自由労働組合総務委員会の利害共同体的関係の原型が形成されたと見ることができるのである。

第二回目の会談は、一九一八年の春季攻勢が失敗に終わるなかで、五月に入つてからベルリンを中心とする電気機械産業の大企業家グループと労働組合代表との間で持たれたが、実質的な交渉に入るのはドイツの軍事的敗北がいよいよ確定した七月に入つてからであつた。<sup>(4)</sup> 会談は、労働組合側の年来の要求であつた労働組合の承認問題をはじめ、八時間労働、賃金協定等について話し合が持たれ、ついに一九一八年一〇月二日のベルリン会談において、電気産業代表ラウマー (v. Raumer) と自由労働組合の代表レギーン、バウアー、シュリッケとの間で、戦争終結後に予期される困難な経済状態に対応するため労使の「労働共同体」が形成されねばならないという点で原則的一致に到達した。<sup>(5)</sup>

他方これまでもつとも頑強に労働組合との話し合いを拒絶し、ヘル・イム・ハウゼの立場を堅持してきたライン工業地帯の石炭・鉄鋼大企業家たちも、一〇月になると迫りくる敗戦と革命という事態に否応なく応対せざるを得なくなつた。一九一八年一一月一日の自由労働組合機関紙『コレスポンデンツブラット』は、「鉱山雇主団体、労働組合を承認!」という見出しで、一〇月一八日の鉱山の雇主代表と労働者代表との間の六時間にわたる会談の結果、「工場主代表は、労働組合組織の承認という原則的問題について、われわれは今日、労使関係について労働組合代表と話し合いを持ち、そして今後も話し合いを続ける用意があるので、われわれは事実上、労働組合組織を労働者代表として承認したことになるという声明を出した」ことを伝えた。<sup>(6)</sup> 当時の石炭・鉄鋼大企業の危機

第一次大戦中のドイツの国家社会政策（七・完）

感とその対応について、後に（一九一八年一二月三〇日）ドイツ鉄鋼産業家同盟の事務局長ライヒェルト（Jakob Reichert）は次のように語っている。「われわれは今や全政治の廃墟の前に立っており、そして企業家層そのものも生き延びる」とができるために、この廃墟のなかにわれわれの新しい経済を幾分堅固に構築できる礎石を求めることが必要である」とは誰の目にも明らかであった。事実この状態はすでに一〇月のはじめにはつきりしていた。問題は、いかにして産業を救うことができるか。いかにしてすべての経済部門を吹きぬける恐るべき社会化、国有化、目前の革命から企業家層も守ることができるか、これである。——将来を展望して、おそらくブルジョアジーは今後ドイツの経済政策にとって強力な支柱になり得るかを問うたなら、ひとはこの一〇年間に体験した多くの残念な現象とたび重なる失望に直面して次のように言わねばならなかつた。経済政策上の問題について残念ながらブルジョアジーはまったく信用がない、と。組織された労働者のみが圧倒的な影響力を持つていてよう見えた。——から次のようないく結論がひき出される。国家と政府の不安定な権力を目の当たりにして、産業にとって強力な同盟軍は被用者の側にしかない。それは労働組合である。——もしこの組織された被用者大衆のなかに、企業家との結束と連帯の思想が目覚めるとしたら、——おそらく——将来ドイツ産業が繁栄にむかってさらに進みうる道は存在し、そこに救出への展望がひらける。<sup>(7)</sup>以上のライヒェルト発言は、革命の緊迫した情勢のもとでなされたとはいえ、それは第一回労使会談以後の軍事的、内政的情勢の展開の帰結であつた。今やドイツ軍の軍事的敗北によって勝利の講和への野望は絶たれ、革命的情勢の前におびえる大企業にとって、革命を回避し資本主義的生産秩序を保持するための残された唯一の方策は、これまでのヘル・イム・ハイゼ的立場を放棄

意されたものこそ自由労働組合の超経営的参加政策であつたのである。それは、大戦中のグレーナーの労働組合育和策のもとで徐々に実現されてきたが、今や軍事的敗北と国家権威の失墜を目前にして、大企業と労働組合の「中央労働共同体」の形成によつて歴史の方向を決定する要素にまで押し上げられた。「中央労働共同体」の形成は、後述するように、たしかに革命発生後の「一一月一五日協定」に基づいているが、しかし大企業と自由労働組合総務委員会との実質的な共働作業としての超経営的参加政策は、革命発生直前にあわただしく設置された復員局にその最初の実践を見出すことができる。

以上の労使トップ会談が大詰めを迎えた時期に、帝国経済局は雇主、労働者、職員の団体の代表を招聘して移行経済の問題について話合つた。席上、経済局側は移行経済の最大難問である復員問題を軍事庁に委ね、行政当局の手で処理するという意向をもらしたのにたいし、すでに労使会談において復員問題の重要性について共通の認識に達していた雇主、労働者、職員の代表は、経済局自身が産業自治の育成につとめ、しかも経済団体が数ヶ月にわたつて準備してきたのだから、復員問題は経済団体の自治のもとで行われるべきであると要求し、経済局の意向と鋭く対立した。そのさい、「雇主は、もつとも厳しく行政当局の規制を拒否した。<sup>(8)</sup>」彼らは、もはや従来の官僚主義的やり方ではこの体制的危機をのり切れるかどうか危惧を懷いていたのである。復員問題のなかに革命の成否を決める鍵があることを鋭く見抜いた大企業家ラー・テナウによれば、「復員局が迫りくる内戦にさいし陸軍省と OHL にとつて代わる。なぜなら実際の OHL はただ部隊を思いどおり動かすことができるにすぎないのであって、部隊が叛徒に変わるときにはそれは為す術がないのである。」したがつて今直ちに必要なことは、「多くの信頼すべき分子を故郷に帰還させ、彼らのかつての職場に復帰させる」ことであつた。<sup>(9)</sup> 復員問題を適切に処

理しうるか否かという問題は、移行経済における労働力確保というすぐれて経済的問題であると同時に、帰還兵士の革命化防止という政治的問題でもあったのである。労働組合の指導者たちにとつても事情は同じであった。すなわち復員問題は出征した労働組合員の職場と生活の確保の問題であつたし、また彼らの指導的地位を守るために、帰還兵士が革命派＝反執行部派の基盤にならないよう配慮しておくことが必要であったからである。こうして復員問題をめぐつて大企業家と労働組合指導者とは、一方では行政当局の官僚主義的処置に反対し、他方では大衆の革命化を緩和するために、経済的にも政治的にも密接な利害共同体を形成することができたのであり、そしてこれこそ「産業自治」と呼ばれた事柄の内実をなしていたのである。

かくて大企業側と労働組合側の代表は、一〇月末に復員問題と戦時経済から平和経済への移行のすべての問題について統一的に協働することを決議し、次のような申し合わせを行つた。<sup>(10)</sup> 第一是帝国政府にたいし独立の局として帝国復員局の設置を要求すること。これは復員にかんするすべての問題を処理し、「もつとも包括的な全権」が与えられる。第二は復員局の構成は国務次官を議長として雇主と労働者の代表からなり、それぞれの組織を同権的に代表する。第三は復員局の主たる業務は、労働力の復帰と配分にかんする原則を確定すること、職業紹介所の設置、失業者扶助、緊急救濟事業の委託と請求を行うこと、軍需工場を平和工場に転換させること、軍用品を平和経済のために利用すること等である。第四は、復員局は下部機関を設置すると同時に、あらゆる経済組織と公的組織に仕事を委任することができる。以上のような労使の代表の間で一致して構想された復員局は、労働組合と雇主団体のそれぞれの代表の同権的参加にもとづく公的機関として、復員と移行経済の問題についてドイツ全土にわたつてほとんど絶対的な権限が賦与されるべきものとされた。これに応えて政府（宰相

と全閣僚が参加）と労使代表（各二名）との話し合いが一一月五日に持たれ、席上、政府側はこの要求が諸邦の主権を侵す恐れがあるという懸念を表明したが、労働組合側代表として出席していたレギーンは、「もし政府がそのような大きな問題を大変小さく取り扱おうと考えるなら、経済の諸組織について以後の協力はお断りする」と威嚇して、復員局の設置を迫つた。<sup>(1)</sup> しかしこの日はなんらの結論も出ずに終わり、翌日再度もたれた会談で政府側が折れて労使側の要求が通るにいたつた。かくて七日に正式に帝国復員局（Reichsamt für die wirtschaftliche Demobilisierung）の設置が公表され、その長官にはかねて労使の間で推挙が申し合わされていたケート（Dr. Koeth）が任命された。労働組合による経済指導への参加要求は、敗戦と革命という潜在的圧力を背景にしてこの労使同権の公的機関としての復員局においてほぼ全面的に実現することになり、その後、翌年四月に廃止されるまでの六ヶ月間、革命の進展を回避し、資本主義的生産秩序を維持するうえで決定的な役割を演ずることになるのである。

復員局の設置のほぼ一週間後の一一月一五日に、大企業と労働組合の代表の間で「中央労働共同体協定」が締結された。双方の立役者の名をとつてシュティンネス＝レギーン協定とも呼ばれるこの協定は、全部で一二項からなり、労働組合の承認、団結権、黄色組合の追放、帰還兵士の旧職場復帰、職業紹介、団体協約、労働者委員会、仲裁委員会、八時間労働等の項目のほかに、「」の協定の実施、復員の調整、経済生活の維持、被用者とくに重戦傷者の生活確保のために、今後とられるべき諸措置に関する、関係労使団体は同数の代表者からなり、職業別に組織された下部機構をもつ中央委員会を設立する（第一〇項）旨語られた。<sup>(2)</sup> ここに、開戦当初に自由労働組合によつて提案され、雇主団体に拒否されたあの「労働共同体」構想は、ついに敗戦と革命のさなかに「中央労

「労働共同体」として成立した。かくして、第一次大戦中の自由労働組合の超経営的参加政策のひとつとして、「中央労働共同体」において、ほぼドイツの主要産業すべてにわたって各産業ノームルにおける達点とみなされた。「中央労働共同体」においては、まずドイツの主要産業すべてにわたって各産業ノームルにおける労使同権による産業自治の原則が確立された。一方で、それは、その出先機関ともなった復員局の任務に示されたように、大衆の革命化にたどりたる大企業と労働組合幹部との一種の利害共同体として、労働者大衆の組織的統合化による革命の鎮静化という役割を担つゝもあって、カーティナル経済民主主義に一定の方向を与えることとなるのである。

- (一) Jürgen Kocka, *Klassengesellschaft im Krieg 1914-1918*, Göttingen 1973, S. 60-61 u. 77.
- (2) Werner Richter, *Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und in der Novemberrevolution 1914-1919*, Berlin 1959, S. 159-162. 訳題訳す、「ノーベンバーレvolution 1914-1919」、日本大蔵省『世界經濟』第9卷第1号（1971年）111頁～120頁参照。
- (3) Albert Vögler, „Untergang oder Aufbau“, *Flugschriften der Deutschen Volkspartei*, XV, Berlin 1920, S. 14, zitiert bei: W. Richter, op. cit., S. 159.
- (4) Ibid., S. 187-189.
- (5) Heinz Josef Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat—Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legien (1890-1920)*, Düsseldorf 1956, S. 116.
- (6) Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Nr. 44. 28. Jg. (2. Nov. 1918), S. 406.
- (7) J. Reichert, *Entstehung und Ziel der Arbeitsgemeinschaft*, Berlin 1916, S. 6-7, zitiert bei: W. Richter, op. cit.,

S. 203-4.

(∞) Paul Umbreit, Die deutschen Gewerkschaften im Kriege, in: P. Umbreit u. Charlotte Lorenz, Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse, Stuttgart, Berlin und Leipzig 1928, S. 276.

(ω) Walther Rathenau, Politische Briefe, Dresden 1929, zitiert bei: Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Teil 1, Bd. 5, Berlin 1966, S. 115.

(10) P. Umbreit, op. cit., S. 278-9. 諸國政府の職業組合と労働問題。

(11) Ibid., S. 279.

(12) Die Arbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands, Referat von Adolf Cohen-Berlin, in: Zur Sozialisierungsfrage, Sonderabdruck aus dem Protokoll der Verhandlungen des Zehnten Deutschen Gewerkschaftskongresses, abgehalten in der Zeit vom 30. Juni bis 5. Juli zu Nürnberg, Berlin 1919, S. 55-56. 総括の全文は、栗原「前掲論文」中にも用意されている。「中央労働共同体」の活動の機縁となり、「第九回」(一九二一年)に開く一大会議である。

### (3) 労働者の同権的参加からヤマニエ経済民主主義へ

最後に、グレーナーの統合化政策によって道を開かれた労働組合の同権的参加のなかから、次の時代のヤマニエマル経済民主主義に受け継がれてくる基本的因素として、労使同権、経済指導への参加、産業自治など、その歴史的性格を確定し、結びました。

労使同権というの由来労働組合の要求は、労働組合の承認、資本と労働の対等性の確立等によって戦前

からのヘル・イム・ハウゼ的労使関係の克服を目指すものであった。したがつてこの要求は、労働力商品の取引者としての労働組合の本来の要求に属するが、しかしここでは、それがストライキという労働組合独自の闘争手段を武器とした団体交渉権の確立として要求されたのではなく、開戦当初の「労働共同体」提案をはじめその後の提案のなかにくりかえし現れたように、城内平和イデオロギーのもとで労使の対抗関係よりもむしろ協力関係に力点をおくことによつて労使同権原則を実現しようとしたし、またそうした労働組合の態度を前提として各種の労使同権機関が実際に実現しえたことが特徴的である。ドイツでは今世紀初め頃より若干の産業において労働協約の締結がみられ、次第に発展する方向にあつたが、しかしそれは第一次大戦の勃発とともに戦前における団体交渉の発展が未成熟なままに、開戦早々にしてストライキ権を自ら放棄し戦争協力を表明した自由労働組合総務委員会の超経営的参加政策のなかに吸収され、しかも軍部・政府の側における近代戦争に不可欠な大衆の主体的参加（兵役と兵器増産）の要請に応えることによつて、はじめて労使同権原則が実現されたのであつた。こうした労使同権原則の形成事情が自由労働組合の運動をヘル・イム・ハウゼ的労使関係の克服＝労使関係の近代化の枠内にとどまらせ、ドイツ革命期とそれに続くヴァイマル期においてもこの原則そのものを突破することを不可能ならしめたのである。

次に経済指導への参加は、労使同権原則とは異なつて自由労働組合の超経営的参加政策に独自な内容を与えている。つまり労使同権原則は経営内参加組織についても超経営的参加組織についても妥当する参加の一般原則であるのにたいし、経済指導への参加は「戦時社会主義」や「共同経済」の思想とも関連して国民経済レベルでの問題だからであり、ヴァイマル期には経営民主主義（Betriebsdemokratie）から区別される経済民主主義（Wirt-

schaftsdemokratie) の特徴を形成するにいたつた。<sup>(2)</sup> 第一次大戦中の戦時統制経済下において労働組合の経済指導への参加によって意図されたものは、大企業にたいする民主的規制と労働者大衆の不満解消であったが、しかし実際にはその意図とは裏腹に、食糧、原料問題は一向に解消されず、かえつて次第に低下しつつあつた国家の権威を補強する役割を担わされたため、スバルタクス団、独立社会民主党、組合内反執行部派の反撥をまねいたのであつた。労働組合に経済指導への参加の道を開くことによつて、国家は労働組合の体制内統合化に成功したが、逆に労働組合は労働者大衆の組織的統合化に失敗したわけである。こうした経済指導への参加をめぐる問題は、革命期の社会化論争が成果なく終わった後、一九二五年のドイツ労働組合総同盟ブレスラウ大会において、資本主義社会のなかで労働組合による経済指導への参加が可能か否かをめぐつてヘルンベルク (Paul Herberg) とイエッケル (Hermann Jackel) の間でいわゆる経済民主主義論争として展開される」とになる。<sup>(3)</sup> ヴァイマル経済民主主義のもとでの労働組合内部の抗争は、すでに第一次大戦中にその萌芽を有していたのである。

最後に産業自治の原則についてであるが、ドイツではすでに第一次大戦前にウェッブ夫妻の『産業民主制』が紹介され、労働組合指導者の一部に影響を与えていた。<sup>(4)</sup> しかし実際には国家権力の介入を排除し、労使間で自主的に問題を処理していくような慣行が戦前からあつたわけではないし、また開戦後も雇主団体は相変わらずのヘル・イム・ハウゼの立場を堅持し、労働組合側は当初の「労働共同体」提案が不首尾に終わつた後はもっぱら國家干渉への志向性を強めていった。こうした状況のもとでドイツにおける産業自治の形成にとって特徴的なことは、第一に戦時経済統制への経済団体の自主的参加＝規制の必要から、国家の側からその監督のもとで産業自治団体を組織することによつて、まず産業自治の土壤がつくり出されたことである。第二はそうした「上から」の

産業自治の形成にもかかわらず、戦争末期にいたると原料・物資が絶対的に欠乏し官僚主義的統制の面だけが強化されるにいたるたが、それにたいする反撃としてはじめて労使の間で産業自治の自主的形成の方向が現れてきたといふのである。そして第三回、——これが決定的に重要なことだが——軍事的敗北＝国家の権威失墜のもとで大衆の革命化に対抗する大企業と労働組合指導者との共同防衛組織として「中央労働共同体」において産業自治が実現されたといふのである。いわした産業自治の成立過程にみられる問題性は、やがてヴァイマル経済民主主義の脆弱性と形骸化につながつてしまふことになるのである。

- (1) 手塚和義「ルイ・第一帝政と团结権——ヴァイマル团结法の起源として」(一)(二)、『日本労働協会雑誌』No. 232 (一九七八・十一)、No. 234 (一九七八・九) 及び久保敬治『ルイ・労働法の展開過程』昭和三五年、有斐閣、三三〇頁—三三三頁。
- (2) Fritz Naphtali (Hrsg), Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel, Berlin 1928, S. 151 ff.
- (3) „Die Wirtschaft und die Gewerkschaft“, in: Protokoll der Verhandlungen des 12. Kongress der Gewerkschaften Deutschlands, 2. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes, Abgehalten in Breslau vom 31. August bis 4. September 1925, Berlin 1925, S. 186 ff.
- (4) ハウト・社会主義のルイ・労働組合運動の歴史 vgl. Markus Beck, Wirtschaftsdemokratie, Zürich und St. Gallen 1962, S. 17 ff.